

第三章 戦後日本の大学入試制度の歴史

一 戦後日本の大学入試制度の特質

戦後日本の大学入試をめぐる諸問題は、①戦後の学校制度に規定される高校—大学の学校制度上の接続関係の特質と、これにみあつて設定されている大学入試制度の問題、および、②大学間格差、高校間格差などのような高校、大学の社会における存在形態に由来している入学者選抜をめぐる激しい競争の問題とに大別することができる。現実に大学入試制度が問題となる場面では、両者はからみ合つて現われるが、前者は主として教育制度上の問題であるのに対し、後者は主として政策的ないし社会的な問題として現われているものであるから、相対的には区別して考える必要がある。本章では、これまでの大学入試をめぐる議論の中では軽視されてきたきらいのある大学入試制度の制度上の特質に注目しながら、大学入試制度とその実態の変遷の若干の特質について述べる。

戦後の学制では、大学入学資格は高校卒業者であることを基本としている（学校教育法第五十六条）。ここでいう大学入学資格とは、実際上は、大学入試の受験資格として機能しているものである。他方大学は、大学入学資格をもつ出願者の中から入学者を選抜するが、どのような方法で選抜するかを決めるることは大学の権限に属すると解されている（学校教育法施行規則第六十七條）。

大学入学資格を、特定の学力検定試験などによることなく、高校という中等学校の卒業者すべてに等しく与えていふこと、したがつて入学資格の判定に大学がなんら関与しないことは、わが国の大学進学制度の一つの特質となつて

いる。他方、自らの学部に入学する者を選抜する方法は大学自らが定めるとしていることは、法令上に根拠をもつてゐるだけではなく、伝統的な大学自治の権能に由来していると考えられる。このような入学資格の定め方、選抜方法の定め方は、学校制度上の高校―大学の接続関係の特質と密接に関連している。

学制上、高校と大学とは下級学校と上級学校との関係にある。一般に下級の学校と上級の学校との接続関係の特質は、それぞれの学校の教育目的、学校の構造、学制上の位置などによって規制される。それぞれの学校の教育目的や学校の構造、学制上の位置などについての理解が異なると、接続関係についても異なった理解が生まれる。

戦後教育改革の一環として創出された高校は、教育の機会均等の理念にもとづき、国民教育制度の重要な構成部分として位置づけられており、さらにいえば、国民教育の完成段階として位置づけられている。具体的にいえば、高校は、青年期の国民の誰もがそこで学ぶことを期待されている学校である。高校教育が大衆的に普及している事実は、このような理念がひろく支持されていることを示している。国民教育制度としての高校は、青年期の教育機関にふさわしく多様な内容をもち、また教育の機会均等の理念を徹底させるために全日制課程のほかに定時制、通信制の課程をふくんでいる。これらの学科や課程は単一の学校制度の中に構造化されており、それぞれの学科、課程のあいだに制度上の差別はない。このような特質を実際化するために、高校の教育課程は、普通科、職業学科を問わず学科の種類や課程のちがいに関係なく、すべての高校生にとっての共通必修の教科・科目と、学校・学科あるいは生徒により選択される選択制の教科・科目とから構成されている。共通必修の教科・科目は国語、数学、社会、理科、保健体育など普通教育の教科に属するもののみである。普通科の場合は、選択制の教科・科目の全部あるいは大部分が普通教育に属するもので構成されているが、職業学科の場合の選択制の教科・科目の大部分は職業教育に関するものである。科目の種類、内容、その水準等は学習指導要領により定められている。これが大学入試のあり方に影響を与えることについては後述する。

国民教育制度としては、小学校、中学校、高等学校は、それぞれ独自の目的をもちながら、全体として「下から上へ」直接に接続する学校であると理解されている。大学との関係でいえば、高校は、学制上、大学の直下の学校であり、中等学校と称されているが、大学進学準備機関として位置づけられてはいないと解される。

他方、大学は、学術の中心として、青年に高い水準の一般教育と専門教育を行うことを目的としている。このことから、大学が大学進学者に一定水準の学力等を要求し、自ら入学者の選抜を行うことが正当化されていると解される。しかし戦後の学制においては、大学は自らへの進学準備機関をもたないし、大学進学を希望する高校生に対して高校において履修すべき科目を指定することも認められてはいない。

* 多くの国では、大学は、歴史的には初等教育機関の普及、成立に先立って発達したこともある、入学者に一定の学力等を要求しただけでなく、大学進学準備の機能をもつ教育機関を発達させた。戦前の日本では、大学予科および高等学校は大学進学準備機関としての機能をもっていた。旧学制では、高校―大学あるいは大学予科―大学学部の接続関係は、いわば「上から下へ」直接に接続する関係にあつたといふことができる。戦前においては教育上も社会的にも大学入試が大きな問題とされることがなかつた理由もここにあつた。

こうして戦後日本の学校制度における高校と大学の関係は、上下の関係にあるとはいっても、小学校―中学校、あるいは中学校―高校のような「下から上へ」直接に接続する関係ではなく、また旧学制の高校―大学、あるいは大学予科―大学学部のような「上から下へ」直接に接続している関係にもないのであって、ここには戦後の学校制度に特有の接続関係が設定されているといわなくてはならない。

一 大学入試の基本原則の変遷

学校体系の理念が要請する高校―大学の接続関係は、大学入試の在り方に大きく影響する。他面で大学入試の実際

の姿のなかに、学校体系の理念が要請するものからのずれをふくんだ接続関係の実際の姿が現われているということもできる。

前述のように、大学入学者の選抜方法は、それぞれの大学が独自に定めるものとされている。しかしそこには、高校が大学進学準備機関として位置づけられてはおらず、誰もが学ぶ国民教育制度の一環として位置づけられているので、大学側のつどうによつて大学入試の在り方を自由に定め、これによつて高校教育を左右することは許されないので、大学制度に由来する制約がある。この制約は、大学入試の出願期日や学力検査の期日、学力検査の検査科目や要求する学力の水準等を気ままに設定しては困るといふような問題など多岐にわたる。学力検査の結果が合否を決定的に左右することが多いため、学力検査の在り方、学力検査の教科・科目の種類や数、出題方法や要求される学力水準等は、その設定如何が高校教育に大きく影響するので、とくに重要となる。

ところで、大学入学者選抜の実施に際しての制約は、学校制度の特質、接続関係の特質に由来するとは言つても、法令等にその具体的細目が明示されているわけではないので、文部省は毎年、各大学に「大学入学者選抜実施要項」を通知し、その中で、大学入学者の選抜に関して遵守すべき事項を詳細に示している。国立大学の入学試験（学力検査）の期日を統一して二回に分けるといふことは、直接に学校制度上の高校―大学の接続関係に由来するとは考えられないが、こうしたことも「大学入学者選抜実施要項」（以下たんに「実施要項」という）によつて示されてきた。戦後日本の大学入学者選抜の実施方法の大部分は、この「実施要項」にしたがつて実施されてきた。その意味でいえば、戦後日本の大学入試制度の歴史は、この「大学入学者選抜実施要項」の歴史であるといふことができる。しかし、個別の問題にたち入つてみると、「実施要項」と実際の選抜方法との間にはかなりのずれがあることも認められるし、「実施要項」の記述がある時期から大きく変わつたといふような事実もある。たとえば、「実施要項」は、入学者の選抜はできる限り学力検査の結果のみによつて行うことなどとは一度も言つていないし、国立大学の学力検

査は五教科について行うべきだが私立大学は三教科でよいなどと言つてきたわけでもない。私立大学では大幅に推せん入学を採用してもよいが国立大学では好ましくないなどと言つてきたわけでもない。共通一次学力試験の導入よりもかなり以前の一九五五年頃から、国立大学はじめ少なからぬ大学学部が学力検査の教科・科目の一部を指定する事実がみられたが、一九六五年度入試までは「実施要項」が大学に対して学力検査の科目を指定してもよいと指示したことにはなかつた。ところが一九六六年度入試以降の「実施要項」は、これまでの方針を一変して学力検査科目を指定することを認め、それまで一部の大学の例外的な措置に過ぎなかつたことをむしろ公認するようになつた。他方、毎年の「実施要項」は職業学科出身者のために学力検査の教科・科目の一部を職業教育に関する教科・科目で受験できるようにするのが望ましいと指示してきたが、このような配慮をしている大学学部はきわめて少ないという事実もある。こうして、高校教育に重大な影響をもたらすような点をふくめて、「実施要項」と入学者選抜の実際との間には少なからぬずれもあるので、戦後日本の大学入試の歴史を考察するばあいには、こうした点にもたち入って検討する必要がある。しかしながら、これまで大学入試制度が教育学上の研究対象とされてこなかつたこともあって、入学者選抜の実際面について調査されたことはほとんどない。研究らしい研究がないままに事態が推移し、「改革」が行われたりしているのが戦後の大学入試制度の歴史だといふことができる。

ここではまず、毎年の実施要項に掲載されている大学入学者選抜の基本原則と呼ばれているものの変遷について述べる。このなかに、大学入試に対する文部省の考え方、その変化が示唆されているよう思われるからである。

文部省は、一九四七年四月の新制大学発足に先だって、その入試の実施方法に関して解説した『昭和二十四年度新制大学（並びに専門学校等）入学者選抜方法の解説』という冊子を作成して大学等に配布した。冊子は(一)〔三九ページ〕および(二)〔七一ページ〕に分かれ、(一)が一般的な解説、(二)が学力検査の出題方針と問題例にあてられており、(一)のなか(二)〔七一ページ〕に「選抜方法の主眼点」についての解説があり、高等教育機関の行う入学者の選抜は「次の三

条件を果す義務があらう」としていた。

- (一) 高等教育を受けるに最も適した能力を備えている者を選抜すること。
- (二) 下級学校の教育を理解し、その円満な発展を助長するような選抜方法をとること。
- (三) 入学者選抜自体が一つの教育であるから、教育目的に沿うように選抜方針を立てること。

各項の詳しい解説を紹介する余裕はないが、ここでは、第一項が後年の原則に継承されていくこと、第二項は、後年の原則が「入学者の選抜のために高等学校の教育を乱すことのないよう配慮するものとする」というようにいわば消極的に規定しているのとは異なって、「その円満な発展を助長する」ような積極的な姿勢を求めていくこと、入学者選抜自体を教育として位置づけている第三項が後年の原則では消えていくこと、などに注目しておきたい。この三項目の文章は、昭和二十五年度、昭和二十六年度の『解説』にそのまま継承されている。冊子形式の最後となつた昭和二十八年度の『解説』には、こうした原則的事項の解説自体がない（昭和二十七年度の『解説』は筆者未見）。昭和二十九年度、昭和二十九年度の実施要項にも見えない。

「昭和三十年度大学、短期大学への入学者選抜実施要項」（文大大第四七七号、昭和二九・六・一〇）には、冒頭に次の文章が掲げられている（①②③は筆者がくわえたもの。以下同様）。

各大学における入学者の選抜は、①公正且つ妥当な方法で、②できる限り能力ある素質の優れた者が選抜されるよう実施するとともに、③入学者の選抜のために高等学校の教育が攪乱されることのないようにする方針をたてること。

この文章は、漢字やかな遣いなどの点での僅かずつの修正をふくみながら、その後一四年間にわたつて継承される。ここではかりに、①を公正・妥当の原則、②を能力・素質の原則、③を高校教育尊重の原則と呼ぶ。初期の『解説』における原則とくらべると、公正・妥当の原則が新規にくわえられたこと、選抜自体を教育とみなすという原則の消

えたこと、ひとしく高校教育尊重の原則と言つても文章表現が消極的になつてゐること、などを指摘することができる。
「昭和四十五年度大学入学者選抜実施要項」（文大大第三四九号、昭和四四・六・一）では、上記の原則は次のように変つた。

大学入学者の選抜は、①できる限り能力のある素質のすぐれた者を②公正かつ妥当な方法で選抜するとともに、
③入学者の選抜のために高等学校の教育を乱すことのないよう配慮するものとする。

前年までの原則と比較すると、公正・妥当の原則と能力・素質の原則の順序の入れ換つたことがわかる。文部省はこれについて、たんなる修辞上の変更ではないと解説している。この年の「実施要項」の記述は、前年度までのものに比較して、多数の変更をふくんでいる。おりからの大紛争に對応するための事項は別として、「大学の意向により出身学校長から提出される調査書を主な資料として判定する方法をとることができ、この方法による場合、面接を行ひまた小論文を課すことが望ましいとしたこと」が注目される。学力検査を免除する推せん入学という方法は六七年度入試から認められていたが、この年から、これに加えて面接、小論文という方法が積極的に位置づけられることになったのである。文部省はこの点について、ことしの「最大の改善事項である」と解説している（『大学資料』第三四号、一九七〇年二月）。能力・素質の原則が第一に掲げられるようになつたこととこの改善事項とは関連しあつてゐるものと推察される。この通知は、能力開発研究所の能研テストの中止が決まってから最初に出されたものであることにも留意しておく必要がある。

昭和四十九年度の「実施要項」に掲げられた基本原則は前年のそれと同文である。「昭和四十八年度大学入学者選抜実施要項」（文大大第二四四号、昭和四七・四・七）は、基本原則の①の全文を「大学教育を受けるにふさわしい能力・適性等をそなえた者を」と改めた。「等」の意味は明らかでないが、能力・素質の原則が「能力・適性等」の原則に変わつたわけである。この三原則は、その順序をふくめて共通第一次学力試験が導入された後も変わっていらない。

三 大学入学者選抜方法の変遷の概要

個々の大学が何を資料として入学志願者の中から入学許可者いわゆる合格者を決めてきたかが問題となるが、この点に関しては、「一般に、「実施要項」の記述と実際とのずれはひじょうに大きい」と理解されている。毎年の「実施要項」は、学力検査（初期には筆答試験と呼ばれた）、健康診断（一九五八年度入試までは身体検査）および出身学校長から提出される調査書を資料として総合的に判定することを原則としてきた。これらが個々の大学でどのように活用されたかは明らかでないが、ここでは、まず健康診断（あるいは身体検査）について述べ、ついで学力検査の実施方法の変遷について述べる。

身体検査の活用については、「結核病、伝染病に特に関心をもつて施行されなければならない。それらの病気について、教育を受けたためにかえって不幸な結果を招いたり、学校へ出席して級友にめいわくをかけたりするような者は排除するが、勉学に支障のない程度のその他の一部欠陥等の者は問題としない。すなわち、身体検査の結果を含むの決定条件とはしない」とされた（初期の『解説』）。ここに述べられた考え方は、その後もほとんど変わることはなかつたと考えられる。たとえば一九七九年度入試の「実施要項」は、受験者の健康状況は調査書の「健康の状況」欄の記載と医師の作成した健診診断書により把握すること、「特定の学部・学科等が必要とする特別の事項に関する検査、異常所見者に対する精密検査等については、必要に応じて大学が実施する」としている。そして「健康診断により不合格の判定を行うについては、疾病など心身の異常のため志望学部・学科等の教育の目的に即した履修に耐えないこと、又は伝染性疾患などにより集団生活に適しないことが、入学後の保健指導等を考慮してもなお明白な場合に限定することが望ましい」としている。

今日までのところ、身体検査（健康診断）あるいは調査書等にもとづく健康状況の調査の結果が大学入学試験の合否を左右したという事例は知られていない。ただし、身体障害者の学習可能性についての無理解あるいは身体障害者を受け入れるために必要な施設の不備のために（もしくはそのことを理由として）、その障害の故をもつて事実上身体障害者に受験の機会そのものを与えていない大学が少なくないという事実は指摘しておかなくてはならない。

学力検査は、一九四九年度入試から一九五四年度入試までは、進学適性検査と教科に関する学力検査の二つを課すものとされた。この間、国立大学出願者については、進学適性検査は文部省が全国一斉に統一的に実施するものを受験するものとされ、公立大学・私立大学もこれに合流することが認められていた。

一九五五年度入試以降は、進学適性検査を実施するかどうか、これを合否の判定の資料の一部とするかどうかは各大学の判断にまかすものとされた。この年以後、進学適性検査は、国公立大学では実施されず、私立大学でも一、二の大手で継続して実施していることが知られているにすぎず、大部分の大学では実施されなくなった。一九六六年度入試以降は、進学適性検査に関する記述そのものが「実施要項」から消えるに至った。

大学における学習可能性を教科に関する学力検査以外の方法である心理的な検査によって測定し、これを合否の判定の資料の一部とするという制度は、戦後日本の大学入試制度史の一時期を画するものであった。しかしこの進学適性検査については、一部の大学においてその成績を一段選抜いわゆる足切りの資料に活用したことが知られているが、このようならばい以外にはその成績がどのように活用されたかは公表されていない。結局、一部に進学適性検査がいわゆる足切り等に活用されたであろうが、この時期も、大部分の大学ではもっぱら学力検査の結果のみで合否の判定がなされたであろうと信じられている。

大学入学者の合否の判定に、いかなる資料がどのように活用されたかを公表している大学は知らない。一般には、若干の例外的な方法を採用している大学・学部を除く大部分の大学では、教科に関する学力検査の結果のみに

もとづいて判定が行われてきたと信じられている。そこで学力検査の実施形態に注目してみると、戦後の大学入試の学力検査は、ほぼ一貫して、各大学・学部がそれぞれに独自に実施するという特徴をもつてきながら、一九六三年以降に能力開発研究所という外部団体の行うテストの結果が一部の大学で活用されたこと、一九七九年度入試以降、国公立大学に共通第一次学力試験が実施されるようになつたことを画期的なものとしてあげることができる。

一九六三年に國の出資による能力開発研究所が設立され、同年秋から大学進学希望者を対象とするいわゆる能研テストが実施されはじめる。これに対応して「実施要項」は、一九六六年度入試から出身校長の調査書に能研テストの成績の記入を求めるようになる。しかし、能研テストの成績をなんらかのかたちで合否の判定に活用した大学は表1に示すとおり一部の大学に過ぎなかつたとされている（一九七六年度入試の「実施要項」に添附された文書による）。結局、能研テストは六八年秋に実施したものを見最後として中止され、六九年三月には能力開発研究所自体が解散した。

能力開発研究所が解散した年の秋頃から、新たに全国一齊共通テストの採用へ向けての動きが、具体的に知られてゐる限りでは中央教育審議会を中心にして始められた。この動きは、一九七六年一一月には国立大学協会の合意となり、一九七七年三月には国立大学共通第一次学力試験の実施機関である大学入試センターの設立を定める国立学校設置法一部改正の成立によつて結実した。

一九七九年度入試から、国立大学とともに合流した公立大学では、学力検査の一部に共通第一次学力試験が導入されるようになつた。共通第一次試験の制度自体は、学力検査の成績を主たる資料として合否を判定するという事態を変えたわけではない。ただし、一九六六年度入試から拡張され始めた学力検査免除による推せん入学方式をふくめ、合否の判定に従来の学科試験のほかに小論文や面接試験を導入するなど、入学試験の実施方式、したがつて合否判定の資料が多様になる傾向が強まつたことは認められる。しかしこのような傾向も、大学入試を全体としてみると部分的

表1 能研「学力テスト」の年度別利用状況

区分	一般入学	推せん入学	計	大学校
43年度	國立	2 (1)	2 (1)	2 (1)
	公立	3 (1)	4 (1)	4 (1)
	私立	13	25 (2)	19 (2)
	計	16 (1)	31 (4)	25 (4)
42年度	國立	1 (1)	2 (2)	3 (2)
	公立	2 (1)	1 (1)	3 (1)
	私立	20	28 (3)	31 (3)
	計	23 (2)	31 (6)	37 (6)
41年度	國立	1 (1)		1 (1)
	公立	1 (1)		1 (1)
	私立	8 (1)	12	20 (1)
	計	10 (3)	12	18 (2)
40年度	國立	1 (1)		1 (1)
	公立			
	私立	1	1	2
	計	2 (1)	1	3 (1)

(注) 年度は「能研テスト」の実施年度を示す。() 中は受験を要件とした大学数で内数である。

(出典) 『大学資料』第54号、1975年3月、43ページ。

なものにとどまり、大部分の大学・学部では、また合格者の大部分は、もっぱら学力検査の成績にもとづいて判定されている、と信じられているといつてよいであろう。

四 学力検査の方法

戦後日本の大学入試制度の歴史は、基本的には、教科に関する学力検査を軸として推移してきたのであって、進学適性検査の併用、近年増えつつある口頭試問、実技試験、小論文、推せん入学等の方法は今日なお例外的な事象といってよいであろう。その意味で戦後日本の大学入試制度の歴史は、学力検査の実施形態を軸にして分析することができるし、それは必要なことでもある。ここでは、その若干の事例について述べる。

新制大学最初の二回の入試すなわち一九四九年度入試と一九五〇年度入試の学力検査科目については、文部省の『解説』は、国語、社会、数学、理科、外

国語の五教科について出題することが望ましいとし、このうち社会、数学、理科の三教科についてはそれぞれの教科に属する科目全部を出題しそのうちからそれぞれ一科目のみを受験者に選択させることとしていた。これは、初期の高等学校学習指導要領が、社会科については「一般社会」とその他の一科目、数学および理科についてはそれぞれの教科に属する科目のうちの一科目のみを共通必修としていたことに対応した措置であった。大部分の国公立大学の入試の学力検査は、このような『解説』の指示するところにしたがつて実施された。

ところが、一九五一年度入試以降の『解説』および「実施要項」は、社会、数学、理科の三教科についてはそれぞれの教科に属する科目の中から二科目を選択させてもよいとするようになつた。これにしたがつて大部分の国公立大学の入試では、社会、数学、理科については二科目について受験させるようになり、五教科八科目という出題方式が一般化した。

他方、ひじょうに多くの私立大学の入試では、早くから、国語、社会、数学、理科、英語の五教科の全部ではなく、三教科前後の各科目について出題して、三教科にまたがる三科目前後の科目を選択させる出題形式が一般化した。文系学部では数学、理科を出題しない場合が多く、理系学部では国語と社会のいづれかまたは両方を出題しないばかりが多かつた。

このような国公立大学と私立大学の入試における学力検査科目の出題方式のちがいは、高校教育のなかに、国公立大学受験指向の学習およびそれに対応する指導（たとえばコース）と私立大学受験指向の学習とそれに対応する指導を生み出すようになつた。私立大学受験指向のばあいに、文系学部指向と理系学部指向とが早くから分化したことでもまた当然のなりゆきであった。

毎年の『解説』および「実施要項」は、社会、数学、理科のそれについて一科目を選択させてもよいとするようになつてからは、それぞれの教科の科目のうち一科目については、職業教育に関する教科の科目で受験することが

できるよう指示するようになった。これは、高校教育が普通科と職業学科とかなることに対応した当然の措置であったとみられる。しかし、これらの教科について「科目選択させる大学学部の入試において、職業に関する科目を加えて出題した大学はきわめて少なかつた。これは、職業学科出身者の国公立大学進学をいつそう困難にする重要な原因のひとつとなった。

一九五五年度入試からは、「毎年の「実施要項」は、大学は進学希望者に対して、学部の専門に対応して高校で履修しておくことが望ましい教科・科目、学力検査において選択することが望ましい教科・科目についてその旨の希望を表示してもよいとするようになった。これは、希望表示することを認めるにすぎないものであつたが、この年以降だいに、国公立大学のいくつかの学部（とくに理系学部）では、数学、理科に關して受験すべき科目を指定したり、受験することを希望しない科目を出題しない措置をとるようになった。このような措置は、その学部への進学希望者に対して高校における履修科目を指定すると同様の効果を發揮するので、その後の高校教育に重大な影響をもたらすようになつた。

ところが前に少しふれたように、一九六六年度入試からこの点についての「実施要項」の方針は一変し、科目の多い社会、理科については「一科目または二科目を出題する。一科目とするか二科目とするかは大学が定める」とされようになつた。「社会および理科については、二科目以上出題して、受験者に選択させる方法をとってもさしつかえない」というのであるから、学力検査科目を指定することをむしろ本来の姿として位置づけるようになつたのである。この方針は、今日に至るまで継承されている。複数の科目を出題してその中から受験生に選択させる方法をとっている大学は、むしろ「実施要項」よりも高校―大学の学校制度上の接続関係の特質を深く理解しているということになる。

このほか、後述のように、数学、理科、社会、英語について出題する科目を大学進学向きのB科目に限定したとい

う点でも一九六六年度入試の「実施要項」は画期的な方針転換をふくるものであつた。

右に述べたことは、主として、学力検査科目の構成に関する「実施要項」の記述と、それに対応して大学側がとった措置が生みだしている問題点であるが、がんばり、学力検査が行われる教科、科目の在り方自体は高等学校学習指導要領によって規定されているものである。文部省の「実施要項」(初期には『解説』)は、はじめから、学力検査の教科、科目、出題の水準については高等学校学習指導要領に準拠すべきことを求め、教科間あるいは科目間にわたつて出題したり解答を求めたりすることを認めていない。このような措置自体は高校―大学の接続関係の特質からみて当然のことであるが、それだけに、学習指導要領が変われば学力検査の科目やその学力水準が変わるということは、高校教育のみならず大学入試にとつても重要な意味をもつ。ここでは学習指導要領分析にたち入る余裕はないが、一九六〇年改訂の高校学習指導要領が国語科の古典に甲、乙の区分を設け、また社会、数学、理科のいくつかの科目と英語についてA科目、B科目の区分を設けて、古典乙やいわゆるB科目を大学進学希望者向き科目としたこと、これに対応して一九六六年度入試から「実施要項」がこれらの進学希望者向き科目から出題することを求めるようになって、高校教育におけるコース制を強める役割を果たしてきたこと、一九七〇年改訂の高校学習指導要領が理科の各科目にI、IIの区分を設け、理系学部がIIまでを出題範囲とするようになつたことが同様の効果を継承していることだけを指摘しておく。

なお、各科目の内容の水準という点でいえば、一九六〇年改訂の高校学習指導要領が数学の各科目の水準を従来のそれよりいっしきよに高めたこと、同じようなことが一九七〇年改訂の高校学習指導要領の数学と理科の各科目にみられたこと、したがつてこれらが大学入試の学力検査の出題内容の高水準化として反映してきた事実を見逃すことができない。

また、学力検査の出題形式の定型化が戦後の大学入試の重要な特色となつてゐることを見逃すことはできない。文

- 部省は新制大学の最初の大学入試に関する『解説』のなかで、出題方針を次のように説明していた（一九一三〇ページ）。
- (イ) 問題は根本的、原理的なものを基礎としてこれを応用して解答しらるような応用問題で、学理的な適応性や創造的能力を検出することを主眼とする。
 - (ロ) 教科群の全教科にわたって共通な基礎的内容を重視するとともに、選択解答を求める各教科の問題においても、(イ)の趣旨によって、単なる記憶や知識の集積に左右されるような末し、ふう的なものであつてはならない。
 - (ハ) 問題の内容が教科の教育目標に相応して教育的価値の高いものであること。
 - (ナ) 採点の基準が単純で採点者の主観がはいらないような問題であること。
 - (タ) 客觀性を増すために各問題の形式をなるべく簡単にし、あらゆる角度から能力を検出するようになるべく多數の問題を提出しなければならない。
 - (ハ) 選択問題の難易度の水準を一律にすること。
- ほぼ同旨の文章は毎年の『解説』および『実施要項』に継承されてきた。途中若干の変化もあるので、出題方針についての「実施要項」の記述と各大学の実際の出題の様態を対比させて分析することが必要であるが、ここでは、上記方針の(ハ)で強調された評価の客觀性ということが、いわゆる論文形式で解答を求める出題を一掃するなど、出題形式とその定型化という点に決定的な影響をもたらしたこと、これが高校生の学習に受験向きの学習というある種のパターンをつくり出してきたことだけを強調しておきたい。この点で、種々の善意の努力が加えられているにもかかわらず、共通第一次学力試験の出題形式は、各大学の行う第二次試験での補償の余地があるとはいえ、出題と解答の形式のパターン化を極度に強めていることは強調されるべきであろう。

部省は新制大学の最初の大学入試に関する『解説』のなかで、出題方針を次のように説明していた(一九一三〇ページ)。

- (イ) 問題は根本的、原理的なものを基礎としてこれを応用して解答しうるような応用問題で、学理的な適応性や創造的能力を検出することを主眼とする。

(ロ) 教科群の全教科にわたって共通な基礎的内容を重視するとともに、選択解答を求める各教科の問題においても、

(イ) の趣旨によって、単なる記憶や知識の集積に左右されるような末し、よう的なものであつてはならない。

(ハ) 問題の内容が教科の教育目標に相応して教育的価値の高いものであること。

(ホ) 採点の基準が単純で採点者の主観がはいらないような問題であること。

(エ) 客觀性を増すために各問題の形式をなるべく簡単にし、あらゆる角度から能力を検出するよう、なるべく多數の問題を提出しなければならない。

(ヘ) 選択問題の難易度の水準を一様にすること。

ほぼ同旨の文書は毎年の『解説』および「実施要項」に継承されてきた。途中若干の変化もあるので、出題方針についての「実施要項」の記述と各大学の実際の出題の態様を対比させて分析することが必要であるが、ここでは、上記方針の(イ)(ホ)で強調された評価の客觀性ということが、いわゆる論文形式で解答を求める出題を一掃するなど、出題形式とその定型化という点に決定的な影響をもたらしたこと、これが高校生の学習に受験向きの学習というある種のパターンをつくり出してきたことだけを強調しておきたい。この点で、種々の善意の努力が加えられているにもかかわらず、共通第一次学力試験の出題形式は、各大学の行う第二次試験での補償の余地があるとはい、出題と解答の形式のパターン化を極度に強めていることは強調されるべきであろう。

五 学力検査以外の判定資料

戦後日本の大学入試制度が学力検査を中心として推移してきたといつても、その他の方法が探求されなかつたわけではない。ここでは、合否の判定資料に供されたと思われる学力検査以外の選抜方法に関して、若干の特徴を述べる。毎年の「実施要項」は、早くから、美術、工芸、音楽等の大学・学部については実技試験を加えることを認めており、また実際にこれらの大学・学部では実技試験を合否の判定の重要な資料としてきたことが知られている。

しかし、これ以外には、初期には、「実施要項」は学力検査以外の方法を採用することについては消極的であったようと思われる。たとえば、一九五四年度入試までは、「実施要項」は「口頭試問（学力検査における語学の試問を除く）」は実施してはならない。但し、事情によつては、及格の判定資料としない条件で個別に面接することは差し支えない」としていた。一九五五年度入試からは、「大学の事情により入学志願者につき面接をすることはさしつかえない」とされるようになったが、これは、進学適性検査の事実上の廃止が学力検査以外の方法へ道を開く契機となつたのかもしれない。しかし、国公立大学の一部で面接を実施するようになるのは後年のことであり、私立大学でいつ頃から面接が採用されるようになったのか、実施している大学でそれが合否の判定にどのように活用されたのかは明らかでない。

前述したように、「実施要項」は、早くから、学力検査のほかに、出身学校長の調査書（以下たんに調査書といふ）を合否判定の資料とすべきだとしてきた。この調査書の活用の方法としては、調査書のみで学力検査を課さずに合否を判定する方法と、学力検査のほかに調査書を活用する方法とが知られている。調査書のみで合否を判定する方法は、一般に推せん入学と称されている。

推せん入学には、「実施要項」の記述にしたがつて実施されているものと、「実施要項」の記述とはいわば無関係に実施されているものとがある。後者は、私立大学（とくに短期大学）の一部にみられるもので、選抜のためといふよりは学生を集めるための方法として位置づけられているとみられる（いわゆる裏口入学もこの推せん入学の一種といえるが、この問題は別個に論すべきものであろう）。後者の実態は必ずしも明らかでないが、学力検査をめぐる選抜が厳しいといわれる一方で、この推せん入学を実施している大学・短期大学がけつして少なくないところに今日の大學生入試問題の存在状況の特徴があるといってよいであろう。しかし、このいわば学生募集の方法としての意味が強い推せん入学については実態がほとんどわかつていないので、ここでは検討することができない。

「実施要項」に推せん入学に関する記述が現われるのは、一九六六年度入試のそれ以降である。この年の「実施要項」は、調査書重視の一方法として、調査書に記入する成績概評Aに属する生徒のうち、とくに成績優秀な者についてはⒶと標示して推せんさせ、また志望する学部・学科に対する適性がすぐれている生徒については備考欄にその旨を記入して推せんさせることを大学は高校に希望することとしたのである。その結果、三七の大学がこの推せんを希望し、うち一三の大学はこの推せんにもとづいて学力検査を免除して選抜する方法をとったといわれ、また、Ⓐおよび適性のほかに大学が推せん要件を定めて推せん入学の方法をとつた大学が一八あつたといわれる（『大学資料』第二〇号、一九六六年四月）。一九六七年度入試の「実施要項」は、入学定員の一部について、学力検査を免除して推せんにもとづいて選抜しうることを明示するようになつた。これ以後、国公立大学においても入学定員の一部について、出身学校長の推せんと調査書により、学力検査を免除して合否を判定する方法を採用する大学・学部が少しずつ増加し始めた。なお、前述したように一九七〇年度入試から、推せん入学に関しては小論文、面接を使用することが望ましいとされるようになつた。私立大学のみでなく国公立大学でも、共通第一次学力試験の採用以後、この推せん入学の方法（共通第一次学力試験を免除するばあいと課すばあいとがある）を採用する大学・学部の数は、むしろ増加の

傾向にあるといつてよい。

しかし、私立大学、国立大学とも、むしろ学生募集の方法としてこれを採用している私立大学は別として、推せん入学を採用する大学は少なく、この方法で入学させる数も僅かな部分にすぎないばあいが多いので、大学入試の大勢を左右するような動向となつてはいないといふことができる。^{*}

* 旧制高等学校（一九一九年以降はその高等科）の入学試験は、ほぼ一貫して学力検査のみで合否の判定が行われてきた。他方、戦前の官公立専門学校の大部分は、おおむね入学定員の五一〇%程度を無試験検定（今日のことばでいえば調査書のみによる選抜）で入学させることを学則でうたつていた。なかには、一九二八年以降の盛岡高等農林学校のように、入学者の全部を無試験検定で選抜する方法をとつていた学校もあつた。戦前の高専入試では、旧制高校発足直後の一時期に推せん入学がみられたほかは学力検査のみであつたかのような認識があるので一言しておきたい。

毎年の「実施要項」は、早くから調査書を活用すべきことを提倡し、調査書の記載様式については細かく規定してきた。また大学入学者に関するいくつかの追跡研究は、学力検査の成績よりも、調査書の成績の方が入学後の成績との相関が高いことを明らかにしてきた。こうした事情が知られているにもかかわらず調査書が必ずしも重視されない重要な理由のひとつは、大学側からみれば、高等学校相互間の格差が大きすぎて、調査書記載の成績を活用することが困難だという点にある。この点についてたくさんのこと述べる必要はないと思われるが、高校教育内部の格差、全日制と定時制、普通科と職業学科、普通高校相互間につくりだされてきた“格差”が、高校教育に困難な問題をつくりだしているだけでなく、大学入試問題にも困難な問題をもち込んでいるということを記しておくことは必要であろう。

なお、国公立大学に共通第一次学力試験が実施されるようになつてからは、各大学学部の行う二次試験では、学力検査のほかに、論文を書かせる方法を取り入れることがむしろ推奨されるようになつた。しかし、採用する大学はけ

つして多くなく、論文の評価に与えられる比重が必ずしも大きくないなどの理由で、少なくとも現在までのところ、大学入試の趨勢を変えるようなものとなつてはいないといわれている。

六 大学入試をめぐる競争の実態

五節にわたって、主として、戦後日本の大学入試の制度上の特質とそれに関連した実態を歴史的に述べてきたが、戦後のわが国において、大学入試に関連して教育界で議論され、さらにはひろく社会的にも議論されている問題は、必ずしも上述のような入試制度の問題であるとはいえない。また、議論されている問題の多くが入試制度の在り方に起因していると考えられているとも言は切れない。少なくとも、選抜の仕方が関係しているとは言はえても、それが決定的に重要な原因となつてはいる。大学入試をめぐる競争が激化し、その競争の激化の波及効果が問題となつたりするのは、入試制度の問題よりは、それぞれの大学や高校の現実的な存在形態——いわゆる格差に大きな原因があると考えられているし、このような見方は正当であると考えられている。

わが国には、現在、四〇〇余の四年制大学と五〇〇余の短期大学があり、近年では毎年四〇万人前後の者が大学に入学し、十数万人が短期大学に入学している。入試期日にずれがあり、一人の志願者が複数の大学・学部の入試に挑戦しているばかりが多いので毎年の志願者の正確な実数はわからないが、多くの若者たちは、厳しい閑門をくぐつて入学している。しかし、ありていに言えば、これらの大学、短期大学のすべてについて入試の存在自体、あるいはその在り方 자체が問題となつてはいるわけではない。少なくとも、大学入試が社会的な関心事になつてはいるのは、大部分の国公立大学と一部のいわゆる有名私立大学のそれであるといって過言ではない。大学入試をめぐる競争が激烈で、高校教育の在り方ひいては青年たちの人格形成をゆがめていることは事実であるが、他方で、入学志願者を集めること

とに大きな努力を払っている私立大学が少なくないことも事実である。大学入試問題の焦点は、特定の大学、特定の学部に希望者が集中すること、そこで競争の厳しさが大学進学を希望する高校生全体に、しだがつてそれが中学生にまで波及しているところにあるといふことができる。

大学入学者の選抜においては、前述したように、学力検査の結果に重要な位置が与えられている。同時に他方で、大学入学者の選抜は、個々の大学・学部ごとに行われる所以、一定以上の学力があればどこかの大学には入学できるというシステムにはなっていない。したがつて競争の厳しさは、大学進学希望者の総数が大学の収容可能人員を大きく上回っているという単純な事実からひき起こされていよいよもあるが、それよりもむしろ、特定の大学・学部への進学がむずかしいといふかたちで現われる。

ところで、大学入試における選抜の厳しさは、いわゆる有名大学に多数の受験者が押しかけることによる競争率の厳しさとして現われることを意味するわけではないことに留意する必要がある。国公立大学に関しては、入試期日が統一されていて複数の大学を受験することはできない（一九七八年度入試までは二回の受験機会があつたが）。私学については同じ年に複数の大学を受験する機会があるが、もちろんその数には限度がある。個々の大学進学希望者は、受験する大学・学部を選択する段階において、事実上の厳しい選抜に直面している。自分の希望や判断がこの選択に優先するのではなく、高校で受ける進学指導や、受験産業の実施する全国的規模の模擬テストの結果などから、選択の幅が厳しく制約されてくるからである。入試以前の選抜がすでに厳しく行われている結果として、いわゆる有名あるいは一流大学・学部の方がいわゆる二流、三流ないし無名の大学・学部より競争率が低くなることはけつして珍しいことではない。学力検査を中心とした入試による選抜は、このいわば非制度的な予備選抜をくぐり抜けた者同士の厳しい競争として現われる。

学力検査による選抜という形式がとられていくにもかかわらず、大学入試における選抜の厳しさは、本質的には、

とに大きな努力を払っている私立大学が少くないことも事実である。大学入試問題の焦点は、特定の大学、特定の学部に希望者が集中すること、そこで競争の厳しさが大学進学を希望する高校生全体に、したがってそれが中学生にまで波及しているところにあるといふことができる。

大学入学者の選抜においては、前述したように、学力検査の結果に重要な位置が与えられている。同時に他方で、大学入学者の選抜は、個々の大学・学部ごとに行われる所以、一定以上の学力があればどこかの大学には入学できるというシステムにはなっていない。したがって競争の厳しさは、大学進学希望者の総数が大学の収容可能人員を大きく上回っているという単純な事実からひき起こされているといふこともあるが、それよりもむしろ、特定の大学・学部への進学がむずかしいというかたちで現われる。

ところで、大学入試における選抜の厳しさは、いわゆる有名大学に多数の受験者が押しかけることによる競争率の厳しさとして現われることを意味するわけではないことに留意する必要がある。国公立大学に関しては、入試期日が統一されていて複数の大学を受験することはできない（一九七八年度入試までは二回の受験機会があつたが）。私学については同じ年に複数の大学を受験する機会があるが、もちろんその数には限度がある。個々の大学進学希望者は、受験する大学・学部を選択する段階において、事実上の厳しい選抜に直面している。自分の希望や判断がこの選択に優先するのではなく、高校で受ける進学指導や、受験産業の実施する全国的規模の模擬テストの結果などから、選択の幅が厳しく制約されてくるからである。入試以前の選抜がすでに厳しく行われている結果として、いわゆる有名あるいは一流大学・学部の方がいわゆる二流、三流ないし無名の大学・学部より競争率が低くなることはけつして珍しいことではない。学力検査を中心とした入試による選抜は、このいわば非制度的な予備選抜をくぐり抜けた者同士の厳しい競争として現われる。

学力検査による選抜という形式がとられているにもかかわらず、大学入試における選抜の厳しさは、本質的には、

大学が一定水準の学力を要求することに由来しているのではない、という事実にも注目しておく必要がある。今日の大学入試は、大学入学資格者（大部分は高卒者）の中から入学者を選抜するものであるから、制度的に競争試験といふ性格が与えられている。^{*}また現実には、学力検査当日よりずっと前の段階での選抜機能が強まっているため、学力検査は、本質的には、学力の程度を測るというよりも学力の程度をめやすとして、一番から入学定員の数までの順位をつけるという性格を強めている。しばしば、大学入試をめぐる競争が厳しいといわれるゆえんである。このような大学入試をめぐる競争、遠山啓のいう序列主義は、高校教育ひいては中学校教育にまで及び、今日の教育の特徴となっている。

* 大学は志願者が定員を割っていても不合格者を出すばあいがあるので、厳密な意味では、大学入試は単純な競争試験であるとは言えない。

大学入試をめぐる上述のような競争は、本質的には戦前からの学校間格差を継承している大学間格差と結びついているので、戦後に特有のものとは言えない。したがって戦後について問題となるのは、競争原理がいつ生まれたかではなく、いつ頃から強化されるようになつたかである。この点で注目されるのは、一九六〇年代初頭に提唱され、以後一貫して強化されてきた能力主義教育政策である。能力主義教育政策の分析については別稿（第一部第一章）に譲り、詳しく述べないが、中学校一二、三年生全員を対象とした全国一斉学力テストや能力開発研究所の能研テストが象徴しているように、ペーパーテストで測定される“学力”によって人材を配分するという思想が、高校入試、大学入試の面で一段と強化されてきたこと、この頃から、統計学上の用語にすぎなかつた「偏差値」が教育界に急速にひろまつたことを忘れるわけにはいかない。この能力主義教育政策が大学入試の選抜方法に反映してきたことを確認しておくことも必要であろう。能力主義教育政策に彩られた最初の高校学習指導要領は一九六〇年に改訂されたそれであるが、この改訂に対応した最初の入試である一九六六年度の大学入試から、大学が学力検査科目を指定するという方針

がとられるようになり、また学力検査科目が大学進学向きのいわゆる乙科目、B科目に限定されることになったことにより、高校教育におけるコース制が大学入試の面からも強化されたようになったことがそれである。

能力主義教育政策と入試制度との関連でみると、選抜における競争が厳しいといわれる学校（高校、大学）の競争率を低下させることがあたかも入試難を緩和することであるかのような施策がとられるようになってきたことが注目される。それは、本質的には事前選抜機能の強化にほかならないのであるが、大学入試の面では、もっぱら受験産業の一斉模擬テストに依存してきたこの種の選抜機能が、共通第一次学力試験の導入によって、公的に強化されることになったことを指摘しないわけにはいかない。

繰り返しになるが、大学入試をめぐる競争の厳しさは、選抜方法の厳しさに由来するわけではなく、直接には、大学間にさまざまな格差がつくり出されていることに由来している。国立、公立、私立という設置主体の違い——そこには財政基盤の違いがある——、旧帝大、旧官公立大、旧高専、旧師範等々大学学部の成立の背景の違い等が格差に結びついてきたのは、そこに研究教育条件の差があり、卒業生に対する官公庁や企業の扱いの差があるからである。格差をなくすための努力が怠られてきたからであり、それぞれの大学、学部が個性的に充実発展するための条件整備が怠られてきたからである。こうした事情それ自体は、大学入試制度問題でないことは明らかであるが、これと前述したような個々の大学が学力検査で測る学力をめやすとして入学者を選抜するというシステムとが結びついて、現代日本の大学入試問題が形成されていくと言えよう。ここでは、青年の大学進学自体を教育の問題としてとらえる観点がきわめて薄弱であるように思われる。

一九六〇年代以降能力主義教育政策はますます強められてきたが、他方、一九七〇年代に入つて、その政策の本質を自覚的に受けとめ、教育を国民の手にとりもどし、教育を子ども・青年の個性的な発達を保障するいとなみとして

再編すべきだとする思想がかつてなく広まり強まってきたことが注目される。大学入試制度とそれをとりまく問題に対する国民的関心も高まり、研究関心もまた高まっている。大学入試問題を入学者選抜制度の面だけから改善していくことには大きな限界があるが、近年、大学入試制度自体を選抜の方策と位置づける呪縛から解放して教育の一環としてとらえる発想が生まれていることは、重要な意味をもっているように思われる。

（佐々木
享）